



2025年1月31日

手形帳・小切手帳の発行終了について

筑波銀行（頭取 生田雅彦）は、政府・産業界・金融界が一丸となって取組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の通り2025年12月30日（火）をもって手形帳・小切手帳の発行を終了することといたしましたのでお知らせいたします。

本件は、政府の「成長戦略実行計画」において「約束手形利用の廃止、小切手の全面的な電子化」が盛り込まれ、これを受けて全国銀行協会が「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との自主行動目標を掲げており、この取組みを推し進めるために実施するものです。

当行では、今後もお客さまに満足していただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

実施内容	実施日	備考
手形帳・小切手帳の発行終了	2025年12月30日（火）	当日受付分までとなります。

《代替手段のご案内》

小切手帳の発行終了にあわせて当座預金専用の払戻帳を制定する予定です。

[当座預金専用払戻帳の概要]

- 1冊50セット（1セットは払戻請求書とお客さま控えの2枚）となります。
- 口座番号単位での発行となります。
- 払戻請求書は、商取引上の決済手段として使用することはできません。
- 払戻帳発行手数料を設定させていただく予定です（金額未定）。

なお、詳細につきましては改めてリリースさせていただきます。

また、インターネットバンキングや電子記録債権を利用した電子化による代替手段がございます。

- 法人向けインターネットバンキング 「つくばビジネス Net」
- 電子記録債権 「<つくば>でんさいサービス」

手形・小切手の電子化は、紛失・盗難リスクの回避のほか、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代・用紙代等のコスト削減など、支払側と受取側の双方にメリットがあります。ぜひ、この機会に導入をご検討ください。

以上

報道機関のお問合せ先
筑波銀行総合企画部広報室
TEL029-859-8111